

副 本

自治紛争処理委員平成23年1号

農用地利用計画変更不同意審査申出事件

申出人 我孫子市長

相手方 千葉県知事

答 弁 書

平成23年8月23日

自治紛争処理委員 御中

〒104-0061 東京都中央区銀座4丁目5番1号








聖書館ビル4階

弁護士法人銀座グリーンオフィス（送達場所）

電 話 03-3561-7373

FAX 03-3561-7374

相手方代理人 弁護士 古 屋 絃 昭

相手方指定代理人	寺 内 敏	
同	岩 崎 進	
同	黒 田 誠	
同	井久保 徹	
同	平 松 重 伸	
同	伊 藤 洋	
同	酒 井 徳	

第1 本案前の答弁の趣旨

本件審査申出を却下するとの決定を求める。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 相手方は、自治紛争処理委員による平成22年5月18日付けの勧告（以下「本件勧告」という。）を受けて、平成22年2月15日に行った農業振興地域整備計画の変更に係る協議の申出に係る不同意（以下「当初不同意」という。）を取り消し、同変更協議を再開した。

本件勧告では、当初不同意には地方自治法第250条の2第1項が規定する基準設定及び公表義務に違反があるものの、申出人のその余の主張については、いずれも採用することができないと判断されている。

そして、申出人は、本件勧告及び相手方の措置を不服として訴えを提起することはなく、本件勧告は適法に確定した。

そうすると、我孫子市は、本件勧告に従って相手方との変更協議を進め、再開された協議においては、本件勧告で指摘された点を踏まえたうえで、国営手賀沼干拓土地改良事業（以下「本件事業」という。）の目的について主張立証してきたはずである。

- 2 しかるに、申出人は、本件審査申出において、「勧告が我孫子市の主張に関して述べた内容をすべて受け入れたうえでの協議再開ではない（本件審査申出書2頁）」、「非常に論理に飛躍のある判断をしており、我孫子市としてはこれを是認するものではない（同書面2頁）」、「この度の審査申出においては、（中略）主張・立証を維持する（同書面5頁）」、「このような「同意とは呼べないような同意」を前提とした自治紛争処理委員の勧告は、その妥当性に疑問が残るものである（同書面16頁）」、「土地改良法に基づく同意を得て（中略）判断しなければならないと結論付けることは適切ではない（同書面17頁）」などと主張して、前回の審査申出でいずれも採用されなかった主張を本件審査申出において蒸し返しているのである。

- 3 ところで、最高裁判例によると、後訴の請求又は後訴における主張が前訴における請求又は主張の蒸し返しにすぎない場合には、後訴の請求又は後訴にお

ける主張は、信義則に照らして許されないと解されている（最高裁昭和49年（オ）第163号、第164号同52年3月24日第一小法廷判決・集民120号299頁、乙1号証）。

- 4 したがって、本件審査申出は信義則に照らして許されないから、却下を免れない。
- 5 また、再開された変更協議において、我孫子市は、平成23年3月18日付けで「農業振興地域整備計画の変更協議に係る補充説明書の提出及び当該協議に係る農用地利用計画変更の同意要請について」と題する書面（以下「本件補充説明書」という。甲7号証）を提出したが、この本件補充説明書において、我孫子市は、本件事業の受益地の一部が、昭和45年に市街化区域に編入された際の農林漁業調整関係の基礎的資料が保存されていないということは、当時、排水のみ受益地は「農地防災事業」の受益地とみなされていた可能性が強く、根戸新田の土地についても「農地防災事業」の受益地と考えることは自明の理であるとの主張を新たに加えた。

さらに、申出人は、今回の審査申出書においては、本件補充説明書における主張のほかに、市街化区域に編入された際の農林漁業関係の基礎的資料が保存されていないとの主張の補充的な主張として、都市計画基礎調査で作成されたとする図面（甲10ないし12）の記載を踏まえた主張を追加している（本件審査申出書8頁～9頁）。

ところで、申出人は、昭和45年に我孫子市寿地区が市街化区域に編入されたことに関連して、市街化区域に係る都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整措置がどのように行われていたのか、どのような理由で市街化区域に含めることが適当と判断されたのか等について、相手方が当初不同意をする前の平成21年11月2日付けで相手方に照会を行い（乙2号証2頁）、これに対し相手方は、平成21年12月24日で、「当時の資料が保管されておらず確認できません。」と回答しているのである（乙3号証別紙2頁）。

そうすると、申出人は、上記回答を受けた時点で農林漁業調整関係の資料が保存されていないことを知ったのであるから、当初の変更協議において「農林漁業調整関係の基礎的資料が保存されていないということは、当時、排水のみ

受益地は農地防災事業の受益地とみなされていた可能性が強く、根戸新田の土地についても農地防災事業の受益地と考えられる」と主張することができたし、少なくとも前回の審査申出において同様の主張をすることに何らの支障もなかったはずである。

したがって、本件審査申出で追加された「昭和45年に市街化区域に編入された際の農林漁業調整関係の基礎的資料が保存されていないということは、当時、排水のみ受益地は「農地防災事業」の受益地とみなされていた可能性が強く、根戸新田の土地についても「農地防災事業」の受益地と考えることは自明の理である」との主張についても、信義則に照らし許されないといわなければならない（最高裁昭和49年（オ）第331号同51年9月30日第一小法廷判決・民集30巻8号799頁参照、乙4号証）。

6 以上のおり、本件審査申出は不適法であるから却下を免れない。

第3 審査申出の趣旨に対する答弁

本件審査申出を棄却する との決定を求める。

第4 審査申出の理由に対する認否

1 1について

(1) 同(1)について

認める。

(2) 同(2)について

第1段落及び第2段落については認めるが、その余は争う。

(3) 同(3)について

我孫子市が資料収集や調査に努めたことは不知、その余は認める。

(4) 同(4)について

認める。

(5) 同(5)について

申出人が掲げる甲7号証に添付の①ないし③の資料の存在については認めるが、資料の趣旨についてはいずれも否認ないし争う。

(6) 同(6)について
認める。

2 2について

(1) 頭書部分について
争う。

(2) 同(1)について
ア 同アについて
争う。

イ 同イについて
認める。

ウ 同ウについて
否認ないし争う。

(3) 同(2)について

ア 同アについて
資料引用部分は認めるが、その余はすべて争う。

イ 同イについて
認める。

ウ 同ウについて
否認ないし争う。

(4) 同(3)について

1段落目は認めるが、その余は否認ないし争う。

(5) 同(4)について

ア 同アについて
争う。

イ 同イについて
認める。

ウ 同ウについて
否認ないし争う。

(6) 同(5)について

- ア 同アについて
争う。
- イ 同イについて
認める。
- ウ 同ウについて
否認ないし争う。

第5 我孫子市の主張に対する認否

- 1 同(1)について
否認ないし争う。
- 2 同(2)について
認める。
- 3 同(3)について
否認ないし争う。
- 4 同(4)について
否認ないし争う。

第6 相手方の主張

1 本件不同意に至る経緯

(1) 千葉県では、市町村が農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）第13条第1項の規定により農業振興地域整備計画を変更しようとする際の事務処理について、「農業振興地域整備計画事務取扱要領（平成20年3月最終改定。以下「事務取扱要領」という。乙5号証）を作成し、以下のとおり定めている。

ア 市町村は、農振法第13条第4項で準用する同法第8条第4項の規定による協議（以下「法定協議」という。）に先立って、千葉県知事に対し「下協議」及び「事前協議」を行う（事務取扱要領第6、乙5号証7頁）。

イ 市町村は、この「下協議」においては、県に変更原案の説明を行い、県は、調整を要する事項等を市町村に回答する（事務取扱要領第8の1、乙

5号証9頁)。また、「事前協議」では、県は、市町村から示された変更案（下協議を経た変更案）について、農振法の要件を満たすかどうか等を検討するとともに、所要の調整が整ったと判断されるものについては事前協議に同意し、また、変更案が変更の法定要件を満たさないなどの場合には、同意できない旨を回答する（事務取扱要領第8の2、乙5号証9頁）。

ウ そして、法定協議においては、変更案に「事前協議」で同意済の場合には協議が整ったものとしてこれに同意するが、一方、変更案が法定要件を満たしていないなどの場合には、法定協議に同意できない旨を市町村に回答する（事務取扱要領第8の3、乙5号書9頁）。

(2) 我孫子市は、平成21年5月29日付けで、相手方に対し、下協議書を提出し、7月13日、千葉県に対して、その内容を説明した。

(3) 我孫子市は、平成21年7月31日付けで、相手方に対し、事前協議書を提出した。

(4) 相手方は、平成21年10月2日付けで、我孫子市に対し、「根戸新田の土地」の一部が、農振法第10条第3項第2号に規定する区域内にある土地に該当するから、「根戸新田の土地」を農用区域から除外とする事前協議には同意できない旨通知した（乙6号証）。

(5) 我孫子市は、平成22年2月1日付けで農振法第13条第4項が準用する同法第8条第4項の規定により、相手方に対し、農業振興地域整備計画の変更協議（以下「本件変更協議」という。）を申し出た。

(6) 相手方は、「根戸新田の土地の一部」は農振法第10条第3項第2号の規定により農用地区域とすべき土地であることから、同年同月15日付けで当初不同意をした。

(7) 申出人は、当初不同意は違法又は不当であるとして、平成22年2月24日に総務大臣に対し、地方自治法第251条の3第1項の規定による審査の申出を行った（以下「当初審査申出」という。）。

(8) 自治紛争処理委員の勧告

自治紛争処理委員は、当初審査申出について審理のうえ、平成22年5月18日付けで「知事は当初不同意を取り消し、地方自治法に基づく基準を設

定、公表した上で、我孫子市との協議を再開すること」との本件勧告をした。

本件勧告の要旨は、以下のとおりである。

ア 当初不同意には、相手方の同意基準として農振法第10条第3項を適用することが明らかにされていないという手続上の瑕疵があり、取り消されるべきものである。

イ 相手方が農振法第10条第3項及び農振法施行規則第4条の3の規定を根拠として当初不同意をしたこと自体に違法又は不当はない（本件勧告17頁）。

ウ 本件事業は事業全体としては農業生産性の向上を直接の目的としていたものと認められ、主たる目的が水害という災害を防止する点にあったとする我孫子市の主張は採用することはできない（本件勧告21頁）。

エ 本件事業が、根戸新田の土地の一部との関係においては、農用地の災害を防止することを主たる目的とするものであるとの事実を認定するに足る主張立証があったと認めることはできない（本件勧告21頁）。

オ 実際に農業生産の向上が図られていないことや向上効果に係る算定方法又は算定結果が正確でないことが、事業の直接の目的が当該土地との関係において農業の生産性の向上にあったと推認することを直ちに妨げるものと解することはできない（本件勧告21頁）。

カ 本件事業は、農振法施行規則第4条の3第1号ハの括弧書きの「昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事」事業に位置づけられるとする我孫子市の主張は、採用することはできない（本件勧告23頁）。

キ 根戸新田の土地の一部が本件事業により排水受益を受けることとなったことについては我孫子市も自認するところであり（当初審査申出に係る反論書6頁）、本件事業が農振法施行規則第4条の3第1号イの除外事由に該当するとの同市の主張は、採用することはできない（本件勧告24頁）。

ク 本件同意制度の義務付けを廃止する旨の全国知事会の提言は立法論であり、本制度が廃止されていない以上、相手方が現行法に基づき、本制

度を運用しようとしたことを批判することはできない（本件勧告24頁）。

ケ 結局、根戸新田の土地の一部が農用地区域に含まれるべき土地であるかどうかは、本件事業が根戸新田の土地の一部との関係において農振法施行規則第4条の3第1号柱書の除外事由に該当するかどうかという点にかかるといえる（本件勧告24頁）。

(9) 協議の再開

ア 相手方は、自治紛争処理制度が「公平性、中立性が確保された機関により早期に紛争の解決を図るための紛争処理の仕組み」であるという趣旨に鑑み、本件勧告に即して必要な措置を講ずることとし、平成22年5月31日、「農用地利用計画の設定又は変更に係る同意基準（以下「本件同意基準」という。）」を設定し、これを公表のうえ、当初不同意を取り消し、本件変更協議を再開する旨我孫子市に通知した。（乙7号証）

なお、本件同意基準中、本件変更協議に対する同意の適否に関連する基準は次のとおりである。

本件同意基準第1の1

農用地区域の設定又は変更にあたっては、法第10条第3項各号で定める土地が農用地区域として定められること。

本件同意基準第2の2の(2)①

国の直轄又は補助に係る事業で、土地改良法（昭和24年法律第195号）施行後に実施された農業用排水施設の新設又は変更の事業の施行に係る区域内の土地は、農用地区域に含まれるべき土地であること。

本件同意基準第2の2の(2)なお書き

主として農用地の災害を防止することを目的とする防災事業は、法第10条第3項第2号の土地改良事業等に含まれないこと。

イ 我孫子市は、平成22年6月14日付けで、「農業振興地域整備計画の協議に係る提出書類の一部差し替えについて」との文書（甲4号証）で、農用地利用計画の変更内容に係る変更理由の記述を、従前「計画道路に分

断され、集団的に存在する農用地の規模が20 haを下回ったことにより」と記述していたものを、「この地区は、集団的に存在する農用地の規模が20 haを下回っていることにより」と記述し、また、「なお、この地区は都市計画道路により分断され、通作等に支障が生じている。」との記述を加えた補正を行った。

ウ 我孫子市から、平成22年7月7日付けで、本件事業の実施地区の一部が昭和45年に市街化区域に編入された経緯がわかる資料について、知事に対し調査の依頼（以下「本件調査依頼」という。甲5号証）があった。

エ 相手方は、本件調査依頼に対して、平成22年7月29日付けで、昭和45年当時の市街化区域への編入に関する資料は国及び県において探索したが、存在を確認できなかった旨を我孫子市に回答した。（甲6号証）

オ 我孫子市から平成22年10月25日付けで、地元地権者からの要望書をそのまま回付した形で質問事項の照会（以下「本件照会」という。）があった。（乙8号証）

カ 相手方は、本件照会に対して、平成22年11月19日付けで、我孫子市の主張立証準備との関係を明らかにしたうえで当事者たる市として照会いただきたい旨を回答した。（乙9号証）

キ 我孫子市から、平成23年1月21日付けで、本件照会は本件協議に必要とするものではない旨、また、再開後の協議には、改めて補充説明書を提出する旨の回答があった。（乙10号証）

ク 我孫子市から、平成23年3月18日付けで、本件補充説明書（甲7号証）が提出され、同書面は、同月23日に知事に送達された。

ケ 相手方は、6月27日付けで、我孫子市に対し、本件不同意をした。（甲8号証）

2 本件不同意は違法・不当ではないこと

本件勧告は、上記のとおり、当初不同意について、その手続上の瑕疵を指摘して取り消されるべきものとしたが、実体的判断においては我孫子市の主張をことごとく退けており、本件事業は根戸新田の土地の一部との関係においては農振法施行規則第4条の3第1号柱書の除外事由に該当、すなわち、農用地の

災害を防止することを主たる目的とするものであるとする我孫子市の主張は不十分であり、再度の協議において我孫子市は、このことについてさらなる主張立証を尽くす必要があると結論づけた（本件勧告25頁）。

そして、相手方は、本件勧告に即し、平成22年5月31日に当初不同意を取り消し、協議を再開したが、申出人から、平成23年3月18日付けで提出された本件補充説明書による主張・立証では、以下で反論するように、いずれも本件事業が農用地の災害を防止することを主たる目的とするものであるとは認められなかったことから、平成23年6月27日付けで本件不同意を行ったものであり、本件不同意に違法又は不当な点はない。

第7 審査申出人の主張に対する反論

1 昭和45年の市街化区域編入に関する主張について

(1) 申出人は、昭和45年当時、農林省の通達（「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針について（昭和44年8月22日、44農地C第374号農林事務次官通達）」、甲9号証、以下「本件通達」という。）で、「国の直轄による土地基盤整備事業の対象農用地で当該事業が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過していない地区内の農用地は、農用地防災事業に係る農用地を除き原則として市街化区域には編入できず（本件通達の別紙の第一の1の(2)）」、例外的に「適正な市街化区域の設定上特段の支障があると認められるときは、本件通達に基づく調整措置を了した場合または了する見込みがある場合に限り、これらの農用地を市街化区域に含めることができる（同通達第一の3の(2)）」と定められていたところ、本件事業の排水のみの受益地である我孫子市寿地区（旧我孫子新田地区）及び柏市北柏地区が昭和45年に市街化区域に編入されているのに、その農林漁業調整資料がどこにも保存されていないということは、我孫子市寿地区及び柏市北柏地区については「農地防災事業」の受益地と見なされていた可能性が強く、そうであれば、根戸新田の土地についても「農地防災事業」の受益地と考えることが自明の理である旨主張する。

(2) しかし、まず、本件事業は、「主として農用地の災害を防止することを目的とするものその他の農業の生産性を向上することを直接の目的としない」事業には当たらないことについては、事業の施行者である国が認めているところであり(平成21年12月17日付け関東農政局農村計画部長の回答書、乙11号証)、根戸新田の土地との関係でみても同様であることは、本件勧告で判断されたとおりである(本件勧告21頁)。

また、根戸新田の土地とは別の場所である我孫子市寿地区及び柏市北柏地区が市街化区域に編入された理由を探求したところで、その結果を根戸新田の土地にそのままあてはめることもできないし、その結果により本件事業の目的が根戸新田の土地との関係でいかなるものであったかが明らかになるなどという主張は、行政庁の主張としてはなほだ理解に苦しむところである。

ちなみに、柏市北柏地区では、昭和45年当時柏市施行による区画整理事業(北柏駅南口区画整理事業)が計画されており、同区画整理事業は昭和46年に施行されている(乙12号証)ことからすると、北柏地区が市街化区域に編入できたのは、同地区が「農地防災事業」の受益地であったからではなく、適正な市街化区域の設定上特段の支障があると認められるとして、市街化区域に編入されたものと解される。

また、我孫子市寿地区については、昭和43年及び昭和45年の航空写真(乙13号証)をみると、我孫子市寿地区の付近は多くが住宅地若しくは宅地の造成地となっており、同地区は昭和45年当時には市街地化がすでに進んでいたことが窺えるのであるが、昭和44年8月22日付けの農林省農地局長と建設省都市局長との覚書(44農地C第376号 建設省都計発第94号、乙14号証)では、「すでに市街地を形成している区域に含まれる農用地については、この規定(本件通達第一の1の(2))の適用がないものである」と定められていることから(同覚書1の(ロ))、この覚書の適用により市街化区域に編入されたものと解される。

いずれにしても、寿地区及び北柏地区と根戸新田の土地とを同列に論じることができないし、今から40年余りも前の昭和45年当時の農林漁業調整資料が保存されていないということは、本件事業が根戸新田の土地との関係

でも「農地防災事業」である可能性が強いなどという主張は、論理的に飛躍していると言わざるを得ず、失当というほかない。

(3) また、申出人は、千葉県土木部計画課が昭和44年3月に作成した「都市計画基礎調査」に係る農業関連事業実施状況図（甲10号証）では、市街化区域に編入された農用地や根戸新田の土地について、本件事業の施行区域であったにもかかわらず図示されていないことや同様に優良農地区域図（甲11号証、12号証）でも、寿地区、北柏地区及び根戸新田の土地が優良農地の扱いをされていないということは、千葉県や農水省が本件事業について根戸新田の土地との関係では農地防災事業とみなしていたと判断すべきである旨主張する。

(4) しかし、申出人は、本件不同意を受けた後、あらためて過去の資料の調査を行い農業関連事業実施状況図（甲10号証）及び優良農地区域図（甲11号証、12号証）を入手したとして（審査申出書8頁3行目）、これら図面の記載をもとに縷々主張するのであるが、過去の調査をするのであれば本件協議が再開された平成22年5月31日からあらためて本件不同意がなされた平成23年6月27日までの1年余りの間に調査する時間的余裕は十分あり、その調査結果を踏まえて主張を補充することもできたはずである。

申出人のこうした対応は甚だ疑問であるが、この点は措くとしても、都市計画基礎調査は、都道府県がおおむね5年ごとに都市計画に関して行う調査で（都市計画法6条）、農業関連事業実施状況図（乙15号証の1、15号証の2）及び優良農地区域図（乙16号証、17号証）は、この基礎調査の一環として地元市町村（本件では我孫子市）の協力のもと、千葉県（土木部計画課、当時）が作成したものであると思われる。これら図面の作成にあたり県の農林部局と土木部局が協議・調整などをしたことはなく、当時、千葉県や農水省が本件事業について根戸新田の土地との関係では農地防災事業とみなしていたなどという事実はない。

なお、農業関連事業実施状況図（乙15号証の1、15号証の2）には、本来全て図示されるべき本件事業の施行区域が一部しか図示されていないこと、優良農地区域図（乙16号証）でも、優良農地として位置づけられるは

ずの本件事業で造成された干拓地について、優良農地の区域として図示されていないことからすると、これら図面の正確性には疑問がある。

いずれにしても、乙15号証の1、15号証の2、16号証、17号証の図面からみれば、根戸新田の土地の一部は農地防災事業の受益地であるというべきであるなどという主張は失当である。

2 賦課金に関する主張について

(1) 申出人は、「平成11年3月29日協定締結資料」(甲7号証添付資料①)に掲載されている、「当時を知る先人によれば、土地改良区の予算総額と、食糧生産の重要性、さらには流域内内水排水の公益性(当該排水施設が農地の保全だけにとどまらず地域の一般住民の財産保全にも大きく寄与している側面)を考え、当初手賀沼土地改良区の負担額は0%でも良いという考え方の可能性があった」との記載及び同資料3枚目「今回改定事由」の⑥に記載した土地改良区の負担額が0%の3施設が「農地防災事業」であることから、県は、土地改良区の負担額が0%でも良いと自認していた、すなわち、根戸新田の土地の一部が農用地防災事業の受益地であると自認していたと主張する。

(2) しかし、そもそも、同資料は、昭和45年を基準にして平成8年度の手賀沼関係市町の人口増加率が平均2.2倍に対して、手賀沼土地改良区組合員のそれは0.94倍であること、手賀沼関係市町の財政規模増加率が平均2.1倍の急激な伸びに対して、手賀沼土地改良区のそれは約3.9倍足らずであること、維持管理費が年々増加傾向にあり、収入に限界のある改良区財政圧迫の要因になっていること、昨今の農業・農村を取り巻く環境の厳しさを反映して、組合員感情に配慮して経常賦課金の値上げも厳しいこと等を理由として負担軽減を提案したものであって、そのなかで、負担額0%の施設が例示されていたにすぎない。

(3) この点に関し、本件勧告でも「仮にかかる事実を認めることができるとしても、それは、我孫子市の認めるように周辺自治体における宅地開発の進展の結果なのであって、これから生じる被害を防止すべく周辺自治体が排水対策に協力したりそのための費用を負担したりすることはむしろ当然のことで

ある。このことによって、手賀沼土地改良区の負担割合が相対的に減少することがあるにしても、本改良区が受けている排水受益効果が量的に減少する訳ではない。」と判断されているところである（本件勧告20頁）。

(4) したがって、千葉県が手賀排水機場の維持管理に係る排水受益を農地防災事業と同等の「0%でも良い」と自認していた事実はなく、申出人の主張は失当である。

3 生産性に関する主張について

(1) 申出人は、昭和28・29年当時の「写真」をもって、根戸新田地区の農地が、手賀排水機場の運転が開始される以前から相当の生産性を確保していた農地であることを補足的に説明し、手賀排水機場による受益を受けてはじめて「生産性が相当に向上された」という農地ではなかったと主張する。

(2) しかし、申出人提出の写真（武者小路実篤邸庭からの雪の手賀沼 船戸 昭和28・9年頃、「我孫子みんなのアルバム」、昭和24年の志賀直哉宅方面の農地及び昭和28、29年頃の船戸の農地が写っている写真）から、申出人が主張するような事実を認めることは不可能である。

また、根戸新田の農地が本件事業により農業の生産性が向上していないとしても、本件事業の直接の目的が農業の生産性の向上にあったとの推認を妨げるものではない（本件勧告21頁）のであるから、この点についても本件勧告が求める主張立証に足るものではなく、申出人の主張は失当である。

4 変更事業計画に係る地権者の同意について

(1) 申出人は、要するに、本件勧告における「本件事業は、土地改良法改正に伴い、昭和30年に印旛沼、手賀沼それぞれ別々の事業として計画変更を行い、土地改良法に基づく事業参加資格者の同意を得て計画が確定された事業であって、本件事業について法施行規則第4条の3第1号イ号該当性を判断するに当たっては、計画変更後の事業の目的について判断しなければならないと解される」との判断（本件勧告23頁）は適切でないと主張する。

(2) しかし、申出人の主張は、適法に確定した自治紛争処理委員の判断を論難するものに過ぎず主張自体失当である。

5 受益の現況を見て判断すべきことについて

- (1) 申出人は、都市計画道路により農地が分断され、排水受益を受けていない、また、ポンプが1基が機能していない状況では「生産性を向上させることを直接の目的とした事業」の受益地として扱うには無理が生じているなどと主張する。
- (2) しかし、本件勧告は、「その目的の判断は、対象となる土地にかかる当該事業の目的によるべきであって、事業の施行後に発現した実際の事業の効果から判断することは適当ではない」と判断（本件勧告24頁）しており、申出人の主張は当初審査申出における主張の繰り返しに過ぎず、主張自体失当である。

6 説明責任について

- (1) 申出人は、地方自治法第245条の6の趣旨について、「都道府県知事は、市町村の自治事務に関し市町村の判断を最大限尊重すべきことから、自治事務に関する市町村の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときに限って是正の勧告等を行うことができる」というものであると主張し、その趣旨と同等の説明責任が相手方にはあると主張している。
- (2) しかし、そもそも、「自治事務については、自治事務という用語のゆえに、地方公共団体がまったく自由に執行できる事務であるとか、国のいささかの関与も許されるべきでないというような議論が行われることがある。しかしながら、自治事務は、様々な性格を有する事務の総称であり、地方公共団体にどのような裁量があるのかとか、国がどのような関与を行うことができるのかということについては、本法（地方自治法）の第1条の2、本条（地方自治法第2条）第11項から第13項などの規定、更には、関与の基本原則を踏まえて定立された法律やこれに基づく政令の規定するところによって定まるものである」（松本英昭著、学陽書房発行、新版逐条地方自治法＜第4次改訂版＞39頁、乙18号証の1）と解されている。

そして、地方自治法第245条の6の規定による是正の勧告の制度は、「地方公共団体の行財政の運営が混乱し、停滞して、著しい支障が生じているような例外的な場合には、やはり、これを放置しておくことはできない。そこ

で、国等が何らかの形で関与し、適正な行財政運営を維持するための実効性のある措置を講ずることが必要と考えられる（上記新版逐条地方自治法1014頁、乙18号証の2）」ことから定立されたものである。

本件不同意は、農振法第13条第4項で準用する同法第8条第4項の規定による我孫子市からの協議について、これに同意しないとするものであって、本件不同意に際し、地方自治法第245条の6の規定の趣旨と同等の説明責任が相手方にはあるなどということはありません。

また、申出人は、「是正の勧告等」などとして、あたかも本件不同意についても自治事務に関する市町村の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときに限って行うことができるかのような主張もしているが、失当である。

いずれにしても、相手方に説明責任があるなどという主張は、本件事業の目的如何とはおよそ無関係な主張であって、主張自体失当である。

以 上